

入所選考基準の事務局改正案

1. 保育士等の子どもの優先入所について

現行

第五優先項目：第四優先項目でも順位が決定しない場合、世帯が以下の項目に該当する項目数が多い世帯の申込児を優先する

- ① 保護者の状況(就労日数、時間、疾病状況等)が申込み締切日時点で6か月以上継続している世帯
- ② 申込児を含め児童2名以上の保育所・地域型保育事業所の利用申込み(転園除く)をしている世帯
- ③ 小学校又は特別支援学校(高等部を除く)の卒業前の児童が3名以上いる世帯
- ④ 就労要件の保護者が勤務場所に児童を同伴し、かつ危険な業種(※2)についている場合
- ⑤ 調整指数の減点項目に該当のない世帯



改正案

- ① 保護者の状況(就労日数、時間、疾病状況等)が申込み締切日時点で6か月以上継続している世帯
- ② 申込児を含め児童2名以上の保育所・地域型保育事業所の利用申込み(転園除く)をしている世帯
- ③ 小学校又は特別支援学校(高等部を除く)の卒業前の児童が3名以上いる世帯
- ④ 就労要件の保護者が勤務場所に児童を同伴し、かつ危険な業種(※2)についている場合
- ⑤ 調整指数の減点項目に該当のない世帯

⑥ 利用調整申込期日において、児童の保護者が保育士証の写しを提出し、保育施設及びそれに準じる施設(市外含む)に保育士として就労し、又は就労予定である場合

※3 第五優先項目⑥のそれに準じる施設とは、認定こども園、預かり保育を実施する幼稚園を含む

2. 地域型保育事業又は認証保育所等における卒園時の入所加点等

現行

14	6か月以上12か月未満の利用者負担又は保育料の滞納がある場合	-20
15	12か月以上の利用者負担又は保育料の滞納がある場合	-40
16	申込児が地域型保育事業所から保育の提供を受けることを常態としている場合であって、当該事業所の卒園予定者である場合(4月入園時のみ適用。)	+15



改正案

16	申込児が地域型保育事業所から保育の提供を受けることを常態としている場合であって、当該事業所の卒園予定者である場合(4月入園時のみ適用。)	+15
17	申込児が認可外保育施設から保育の提供を受けることを常態としている場合であって、当該保育施設の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合(3歳児クラスの4月入園時のみ適用。)	+15

※g 「17」は申請時に保護者が支給認定要件と同等の要件を有し、月160時間以上の月極め契約で、西東京市民として当該施設に6か月以上継続して利用している場合に限る。対象となる認可外保育施設は受入年齢が認証保育所、企業主導型保育事業所に限る。3歳児以降のクラス設定のある施設は対象としない。

3. きょうだい同園入所について

現行

第六優先項目：第五優先項目でも順位が決定しない場合、入所指数のうち、調整指数を除いた基本指数の高い世帯の申込児を優先する

第七優先項目：第六優先項目でも順位が決定しない場合、前年度の住民税額の低い世帯を優先する



改正案

第六優先項目：第五優先項目でも順位が決定しない場合、申込児のきょうだいが既に在園している世帯を優先する(きょうだいが在園する園でのみ適用する)

第七優先項目：第六優先項目でも順位が決定しない場合、入所指数のうち、調整指数を除いた基本指数の高い世帯の申込児を優先する

第八優先項目：第七優先項目でも順位が決定しない場合、前年度の住民税額の低い世帯を優先する